

食 品 安 全 委 員 会 第 172 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 18 年 12 月 21 日（木） 14:00 ～15:28

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（1）寺田委員長辞任あいさつ

（2）委員長の選出

（3）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関
からの説明について

・農薬 7 品目（①～⑦全てポジティブリスト制度関連）

①キノキシフェン

②ジクロトホス

③シニドンエチル

④ニトラピリン

⑤フリラゾール

⑥フルリドン

⑦ラクトフェン

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 7 品目（①～⑦全てポジティブリスト制度関連）

①キシラジン

②アモキシシリン

③カナマイシン

④セフキノム

⑤ドキシサイクリン

⑥バルネムリン

⑦リンコマイシン

（厚生労働省からの説明）

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・「Ｌ－バリン」に関する意見・情報の募集について

・「Ｌ－ロイシン」に関する意見・情報の募集について

(5) 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正について

(6) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬 アゾキシストロビンに係る食品健康影響評価について

(7) 食品安全モニターからの報告（平成 18 年 11 月分）について

(8) その他

4. 出席者

(委員)

寺田前委員長、見上新委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 松田基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長

境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 2－1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について（Ｌ－バリン）

資料 2－2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について（Ｌ－ロイシン）

資料 3 評価書 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正について

資料 4 アゾキシストロビンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 18 年 11 月分）について

資料 6 ノロウイルス食中毒について（報告）

資料 7 輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いについて

6. 議事内容

○齊藤事務局長 ただ今から、第 172 回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

これまで委員会の運営に大変御尽力をいただきました寺田委員長が、健康上の理由によりまして、本日 12 月 21 日付けで食品安全委員会委員を辞任されることとなりました。

同時に、食品安全委員会委員長の職も辞されることになりましたので、新たに委員長を選任する必要がございます。委員長が選出されるまでの間、暫時、私の方が議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 172 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

冒頭御紹介いたしましたように、本日は寺田委員長にお越しいただいておりますので、まずは一言ごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 座ってあいさつをさせていただきます。この度、健康上の理由で食品安全委員会の委員を辞任することとなりました。任期半ばで大変不本意でございますが、体調はいまだ万全でなく、食品安全委員会の委員の重責には耐えられないと判断をいたしました。

7 月 1 日に食品安全委員会の委員に再任され、皆さんに委員長に選んでいただきながらも、自宅で転倒し、腰椎を骨折したため、これまで長期間にわたって委員会を欠席し、十分な貢献ができなかったことをまずお詫びしたいと思います。

これまで職務に復帰できるように懸命にリハビリをやってきましたんですが、やはり体力に自信がなく、委員の辞任を申し出て、先ほど、本日付けで辞令をいただいたところであります。

平成 15 年 7 月 1 日に食品安全委員会委員に就任し、委員長に選出されてから 3 年 6 か月の間、関係の皆様のお指導、御協力をいただきまして、委員長の役目を果たすことができました。今後はここにおられます 6 人の委員の皆さんが、事務局や関係者の方とも力を合わせて、食品安全行政の推進に努めていかれることと期待しております。

大変簡単ではございますが、私のあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○齊藤事務局長 どうもありがとうございました。寺田委員長におかれましては、平成 15 年 7 月に食品安全委員会の発足以来、科学に基づく新たな食品安全行政を確立して推進させていくという大変な時期に、委員会の責任者という重責を担われまして、大変に御苦労が多かったものと思われるところでございます。

これまで3年6か月の間、委員会の運営に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。ごあいさつをいただきましたので、ここで寺田委員長には御退席をいただきます。改めて御礼を申し上げます。

なお、委員長の辞任に当たりましては、本日16時より記者会見を行いますので、取材はそちらの方でお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

(寺田委員長退室)

○齊藤事務局長 それでは、続きまして、委員長の選出をお願いいたしたいと思います。ただ今、寺田委員長が退席されましたが、本日は6名の委員が出席されておられます。6名の委員の出席でございますので、会議は成立しております。

食品安全基本法第34条第1項では、委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定めるとされているところでございますが、委員の皆様、いかがでございますでしょうか。

それでは、小泉委員、お願いいたします。

○小泉委員 今、前委員長のお姿を見まして、どうしてという感じがございますが、御本人のたつての御意思とお聞きしましたので、この際、やはり次期委員長を決めて、この委員会をしっかりと守っていかなければならないということを痛感いたしました。

私は常勤委員という立場と2期で再任されたということから、まず口火を切らせていただきます。この委員長選出というのは、私はこの委員会の運営とか役割とかいう面で非常に大切だと思っておりますので、是非とも今ここにおられる6人の先生方お一人お一人に御意見を述べていただいて、みんなで結束してやっていくのが重要ではないかということをもまず最初に述べさせていただきます。

私は見上委員長代理を推薦したいと思います。その理由は、我々とともに平成15年から一緒にやってまいりました中で、人獣共通感染症というのが我々の健康影響評価にとっては非常に重要な課題だということが認識されましたし、またこの半年間、見上委員長代理は、委員長を支えながら、適切に議事とか運営を行ってこられたと私は思います。そういう意味で、是非とも見上先生に委員長になっていただければと思っております。

以上です。

○齊藤事務局長 ただ今、小泉委員から見上委員を推薦するというお言葉がございましたけれども、外の委員の方々、いかがでしょうか。

○長尾委員　ただ今、小泉委員から見上委員の御推薦の声がございましたけれども、私も同様に見上委員にお願いしたいと思います。

○齊藤事務局長　本間委員、どうぞ。

○本間委員　最初に事務局長が説明されたように、選出に関するルールがあるという御説明がございまして、あと1行ありませんか。その1文だけでしたか。

○齊藤事務局長　今の本間委員の御指摘は、委員長は常勤の委員の中からこれを選ぶということがあろうかと思いますが、もし条文の御指摘であれば、そのことかと思います。

○本間委員　そのとおりです。私は非常勤でございますけれども、3年を過ぎまして、委員長というのは非常に重責であり大変なものだということを認識しておりますし、本日の寺田委員長の辞任というのは残念に思いますが、やはり残された言葉に従っていくべきだと思っております。

そういうわけで、私も見上委員を御推薦して、6人で意見を結集していくということが妥当かと思っております。

○齊藤事務局長　畑江委員、お願いします。

○畑江委員　私も小泉委員がおっしゃったように、委員長代理を半年間務めていただいた見上委員に委員長をお願いしたいと思います。

○齊藤事務局長　どうぞ。

○野村委員　大変重責だとは思いますが、見上委員に是非お願いしたいと思います。

○齊藤事務局長　ただ今までに見上委員以外からの皆様から、見上委員を推すという御意見でございますが、いずれにいたしましても最終的には委員の皆さんの合議でございますので、採決に至らずとも、皆さんが御一致されるということであれば、満場一致で選出ということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○齊藤事務局長　見上委員、よろしいでしょうか。

○見上委員　大変重い責任を持たされて、今までどおり個人は変わるはずはないんですが、ここにおられる委員の先生方並びに事務局の方々と一緒に新たな体制で委員会の運営に取り組んでいきたいと思っております。

私は3年6か月の間、寺田委員長の下、国民の健康保護を最優先に科学的知見に基づいて、中立公正な立場でリスク評価を着実に実施するとともに、リスクコミュニケーションの推進に取り組んでまいりました。

今後とも委員の先生方を始め、関係者のお力添えを得ながら、国民が安全な食生活を営

めるよう、また国民から信頼していただけるような科学的な知見に基づいて、食品安全行政の確立に貢献してまいりたいと考えておりますので、喜んでお引き受けいたしますが、今後とも皆様方の御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

○齊藤事務局長　ありがとうございます。ただ今、見上委員から委員長に就任するに当たりましたのごあいさつがございました。

以上をもちまして、事務局の方での進行はここまでということにさせていただきまして、今後は見上委員に委員長席に移っていただきまして、委員長として議事進行をお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

（見上委員、委員長席に移動）

○見上委員長　それでは、早速議事を進めさせていただきます。

本日は、厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

次にお手元の資料の確認をお願いいたします。

資料１－１「食品健康影響評価について」。

資料１－２「暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第２４条第２項規定に基づく食品健康影響評価について」。

資料２－１「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について（Ｌーバリン）」。

資料２－２は、同様にＬーロイシン。

資料３「評価書　食品添加物公定書の改正に伴う『食品、添加物等の規格基準』の改正について」。

資料４「アゾキシストロピンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料５「食品安全モニターからの報告（平成１８年１１月分）について」。

資料６「ノロウイルス食中毒について（報告）」。

資料７「輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いについて」でございます。

資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。「（３）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料１－１にありますとおり、１２月１７日付けで厚生労働大臣から農薬７品目及び動物用医薬品７品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず初めに農薬７品目について、続いて動物用医薬品７品目の順で、厚生労働省の松田基準審査課長より説明があります。よろしくお願いいたします。

○松田基準審査課長　厚生労働省の松田でございます。それでは、御説明申し上げます。

大変申し訳ございませんが、資料 1－1 の各品目の順番と資料 1－2 に個別の品目の概要が載っておりますけれども、その概要の順番が違っておりますので、動物用医薬品と農薬も併せて、この資料 1－2 の順番で御説明させていただければと思っております。

今回お願い申し上げますのは、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、順次食品安全委員会の方に評価依頼をお願いするという物質の中で、今年度に諮問を計画している物質のうち 14 品目について、評価をお願いするというものでございます。

資料 1－2 の評価依頼品目の概要のところから簡単に御説明申し上げます。

まず 1 番目のキシラジンでございます。これは優先評価物質でございます。これは神経系用薬ということで、沈静鎮痛筋弛緩剤として使われております。ただし、JECFA において 96 年に遺伝毒性と発がん性の疑いから NO ADI と評価がされているものでございます。これについてはポジティブリスト導入に当たりましては、薬事法に基づく承認時の定量限界を参考に基準を設定したというところでございます。

2 番目は、アモキシシリンでございます。これは抗生物質でございますが、牛、豚の細菌性の下痢症とか鶏の大腸菌症の治療に使われるものでございます。これもポジティブリスト導入に当たりましては、承認時の定量限界や海外の基準を参考にして設定したものでございます。

2 ページです。3 番目は、カナマイシンでございます。これも抗生物質で先ほどのアモキシシリンと同じように牛、豚等の細菌性下痢症等に使われるものでございます。これもポジティブリスト導入時に同じように承認時の定量限界や海外基準等を参考に基準をつくったというものでございます。

4 番目は、キノキシフェンでございます。これは農薬でございますが、我が国では登録がございませんで、アメリカ、オーストラリアで登録のあるものでございます。これにつきましても、ポジティブリスト導入時は米豪の基準を参考に基準をつくったものでございます。

5 番目のジクロトホスです。これは有機リン系の殺虫剤でございます。これも我が国では登録がなく、アメリカで登録がございます。ポジティブリスト導入に当たりましては、アメリカの基準を参考に基準を設定したというものでございます。

3 ページです。6 番目はシニドンエチルでございます。これは除草剤でございます。これも我が国では登録がございませんで、英国やドイツで登録がございます。ポジティブリスト制度導入に当たりましては、EU の基準を参考に基準を設定したものでございます。

7 番でございます。また動物用医薬品に戻ってしまいますが、これはセフキノムという

セフェム系の抗生物質でございます。牛、豚の肺炎等の治療に用いるものでございまして、ポジティブリスト制度導入時におきましては、我が国の承認時の定量限界やEUやニュージーランドの基準を参考に基準をつくったものでございます。

8番目はドキシサイクリンでございます。これも抗生物質でございますけれども、豚の胸膜性肺炎等に使われるものでございます。ポジティブリスト制度導入時には国内の承認時の定量限界やEUの基準などを参考に基準を作成したものでございます。

4ページです。また農薬に戻ります。9番目はニトラピリンでございます。これにつきましては硝化阻害剤ということでございますが、これは我が国では登録がございません。アメリカで小麦等に使われるものでございまして、ポジティブリスト導入に当たりましてはアメリカの基準を参考に基準をつくったものでございます。

10番目でございます、バルネムリン。これはまた動物用医薬品でございますけれども、抗生物質でございます、豚の赤痢等に使われるものでございます。ポジティブリスト制度導入に当たっては、我が国の承認時の定量限界やEUの基準を参考に基準をつくったものでございます。

11番ですけれども、フリラゾールでございます。これは農薬で薬害軽減剤ということで、日本では登録はございませんで、アメリカでトウモロコシに使われているということでございます。ポジティブリスト制度導入に当たりましては、米国の基準を参考に基準をつくったものでございます。

12番はフルリドン。これは除草剤でございます。これも我が国で登録はございませんで、アメリカでアボガド、かんきつ等に使われるものでございます。これもポジティブリスト制度導入に当たり米国の基準を参考に基準をつくったものでございます。

5ページです。ラクトフェンでございます。これは除草剤でございます。これも日本で登録はございませんで、アメリカで大豆等へ登録があるというものでございます。ポジティブリスト制度導入に当たりアメリカの基準などを参考に基準をつくったというものでございます。

最後はまた動物用医薬品の抗生物質でございます、リンコマイシンでございます。これは豚のマイコプラズマ性肺炎等に使われるものでございます。これにつきましてはポジティブリスト制度導入に当たり、コーデックスの基準や国内での承認時の定量限界、海外の基準などを参考に基準を策定したというものでございます。

以上、14品目でございます。よろしく申し上げます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の御説明の内容につきまして、御

質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

○野村委員 基本的な質問で恐縮なんですけど、9番のニトラピリンの硝化阻害剤と11番のフリラゾールの薬害軽減剤の2つの剤の意味を簡単に教えていただけるとありがたいです。

○松田基準審査課長 硝化阻害剤でございますが、これは硝化菌によるアンモニウムイオンから N_2O の硝酸化成作用を抑制するということで、結局、植物の窒素吸収に影響を与えるようなものでございます。

これは薬害軽減剤という名前になっていますが、除草剤による薬害を低減させるということなんですけれども、除草剤の代謝を促進させて、効果を出すというようなものでございます。

○見上委員長 野村委員、よろしいですか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 ここに出されました14のものですが、これは大分時間が経っているように見えますが、特に審査は全部公開してもよろしいものばかりなんですか。

○松田基準審査課長 企業から頂いたものとか外国から頂いたものでも、ここは注意してくれというのがものによってはある可能性がありますので、そこは御配慮いただければと思っております。

○本間委員 承知しました。

○見上委員長 外にございませんか。

言いづらいことなんですけれども、私から一言申し上げさせていただきます。このポジティブリストという制度は国民の期待を担って、本年5月から発足したところなんですけれども、委員会に対して意見聴取は9月が最初でした。ですから、そのときから既に遅れていたのなんですけれども、その後も評価依頼計画書に従った意見聴取がなされている状況とはなかなか言い難いと感じます。

9月の松田課長の説明では、評価要請のための資料の収集に時間を要するにということでしたが、その後も遅れているという状況は変わらないように受け止めているんです。その際にも申し上げていますが、今年度の評価依頼予定物質について円滑に審議するために計画的な評価要請を行うよう、この場を借りて改めてお願いしておきたいと思います。

なぜかという、後3か月で今年度が終わりですね。今までの実績を見ますと、従来このポジティブリストがスタートする前に、この食品安全委員会の農薬などの専門調査会で評価したものが42あるんですけれども、それを加えると全部で190の農薬を今年度中に評価する計画なんです。

実際にどうかというと、190 の中の評価件数が 64、審議入りしたのが 38 で、結果が出たのがまだ 8 つなんです。普段言っていることなんですけれども、我々にとってはすごい数なんです。農薬に限らず動物用医薬品や外に添加物もありますけれども、799 を 5 年の中でやると、単純計算で大体 1 年で 150 で、5 年間で 750 なんです。初年度からこの調子だったらどうなるのかなとすごく心配をしているし、食品安全委員会は相当これにエネルギーを費やしているんです。今のところはそんなに大きな問題もなく一生懸命やっているんですけれども、そういう点を十分踏まえて、御協力をお願いしたいと思います。

○松田基準審査課長 今、委員長から御指摘がありましたとおり、まだ遅れておりますので、私どもの方も国内のものであれば農林水産省を通じまして、また外国の情報については在外公館にずっとお願いを申し上げているところでございます。

また、当方で入手可能ないろんな評価書とかデータなどについては、当方でもいろいろなところに委託等して、今データを精力的に集めておりますので、大変申し訳ございませんがしばしお待ちいただいて、次回もできれば、また十幾つほど御説明できると思いますので、よろしく御理解賜われればと思います。

○見上委員長 どうもありがとうございました。御意見を承ります。

外にございませんでしょうか。それでは、農薬 7 品目につきましては農薬専門調査会において審議することとし、動物用医薬品 7 品目につきましては動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

L-バリン、L-ロイシンにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 資料 2-1 を御覧いただきたいと思います。L-バリンですけれども、厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められました L-バリンに係る食品健康影響評価につきましては、本年 12 月 18 日に開会されました遺伝子組換え食品等専門調査会において審議され、結果が取りまとめられました。

本日御了解いただけましたら、会議終了後から 1 月 19 日までの間、国民の意見・情報の募集を行いたいと思っております。

1 ページ目に「審議の経緯」の記載がございます。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。審議結果ということですが「II 対象添加物の概要」ということで、添加物は L-バリン、用途は栄養補給を目的とする食品、飲料

及び調味料ということになります。

本添加物は L-バリンの生産効率を高めるために、Escherichia coli K-12 株由来の突然変異株を宿主として、同じく E.coli K-12 由来の L-バリン生合成関与遺伝子を導入して作成された VAL-No.1 株を用いて発酵生産される L-バリンでございます。

L-バリンは、既存添加物として既に食品添加物公定書に収載されておるものでございます。

なお、E.coli K-12 株については、有害な影響を及ぼす毒素の産生性や病原性は知られておらず、OECD では優良工業製造規範が適用できる宿主微生物として認定されているものでございます。

また、VAL-No.1 株は抗生物質耐性マーカー遺伝子を有しておりません。

「III 食品健康影響評価について」でございます。

まず VAL-No.1 株から得られた L-バリンにつきましては、使用微生物、発酵副生物は製造工程で除去されており、また最終産物は晶析により結晶として高度に精製されており、かつ食品添加物公定書規格の含量規格を満たしております。

②として、VAL-No.1 株から得られた L-バリンの非有効成分については、最終製品において、（a）タンパク質は検出限界（アミノ酸重量換算で 1 µg/g）以下であること。（b）食品添加物公定書の規格を満たしていること。（c）アミノ酸の分析及び HPLC 法による残存非有効成分のプロファイル比較で、従来品の L-バリンに存在しない不純物は検出されず、また従来品の L-バリンに存在する不純物については、従来品の触れ幅の範囲内かほぼ同量。

以上の結果から、当該添加物については、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していることは考えられない。

3 ページになりますが、以上の結果から「『E.coli K-12 株由来の突然変異株を宿主とした VAL-No.1 株由来の L-バリン』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断される。

なお、『E.coli K-12 株由来の突然変異株を宿主とした VAL-No.1 株由来の L-バリン』については、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（本則）による評価の必要はないと判断される」。

以上でございます。

○見上委員長 続けてやってください。

○國枝評価課長 それでは、次に資料 2－2 の L－ロイシンです。

L－ロイシンにつきましては、厚生労働大臣から食品健康影響評価が依頼されておりまして、本年の 12 月 18 日の遺伝子組換え食品等専門調査会において審議され、結果が取りまとめられております。本日御了解をいただきましたら、来年 1 月 19 日までの間、国民の意見・情報の募集を行いたいと思います。

1 ページですが「審議の経緯」がございます。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。ほとんど先ほどと似ているんですけども「II 対象添加物の概要」ということで、L－ロイシンということで、栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料とになります。

本添加物は、L－ロイシンの生成効率を高めるために、Escherichia coli K-12 株由来の突然変異株を宿主として E.coli K-12 由来の L－ロイシン生合性関与遺伝子を導入し作製された LEU-No.1 株を用いて発酵される L－ロイシンでございます。

L－ロイシンは、既存添加物として食品添加物公定書に記載されているものでございます。LEU-No.1 株というのは、抗生物質耐性マーカー遺伝子は有しておりません。

「III 食品健康影響評価について」です。LEU-No.1 株から得られた L－ロイシンについて、使用微生物及び発酵副生物は製造工程で除去され、また、最終産物は晶析により結晶として高度に精製されており、かつ食品添加物公定書規格の含量規格を満たしております。

LEU-No.1 株から得られた L－ロイシンの非有効成分については、最終製品におきまして、(a) タンパク質は検出限界（アミノ酸重量換算で 1 µg/g）以下であること。(b) 食品添加物公定書の規格を満たしていること。(c) アミノ酸自動分析計及び HPLC 法による残存非有効成分のプロファイル比較では、従来品の L－ロイシンに存在しない不純物は検出されおらず、また従来品の L－ロイシンに存在する不十分については、従来品の触れ幅の範囲内かほぼ同量でございます。

以上から、当該添加物について、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していることは考えられない。

以上ということで、先ほど御説明したのと同文になりますけれども、これらについては附則に基づきまして、安全性が確認されたと判断されており、また本則による評価の必要はないと判断されております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○本間委員 少し細かい議論で、もしかしたら見当違いになるかもしれませんが、どちらも2ページです。

これは製造方法を早い話が変えたわけですね。それでそのプロダクトの方は何ら申し分ないということだと思えるんですけども、不純物の検出限界ということに関しまして、この部分は何ら問題がないんですけども、従来使っていたサンプルを検出する。

例えば HPLC 法であるならば、細かい話ですけども、ニンヒドリン法とかですね。そういう検出に何を使ったかによって、これが前のものはそれで有効だったかもしれないけれども、新しい製法では検出できない不純物がもしあったとした場合には、それは当然引っかかってこないわけですね。

ですから、意味するところは私は理解できるんですが、少し細かいかもしれませんが、例えば HPLC 法というのは分離の方法を書いたものであって、検出はまた幾つかのタイプがあるわけでありまして、そのタイプというのをもし書くことができるならば、仮に吸光度法とかニンヒドリン法とか、その検出するメソッドによって出てくる不純物が通り過ぎてしまうことがあるわけですね。

ですから、ここでは分離の方法プラス検出方法というのがあった方がなおさらいいと思いますけれども、それは少し細かい議論になるかもしれませんが、私の意見として申し上げます。

○國枝評価課長 今回の件については、検出方法などについてはちゃんと確認をした上でやっております。従来品のものと今回の新製品のものについて同じやり方、例えばここに書いている HPLC 法でやったときに、同じような形のプロファイルのものが不純物であって、それ以外の変った変動というのがないというのをきっちりと確認をしているということになります。

○本間委員 従来のものではないけれども。

○國枝評価課長 いえ、従来のものを対象として、同じ条件で同じ分析計に基づいて調べておることです。

○本間委員 これは大変細かい議論かもしれませんが、何か変なことがあったときに、従来の検出というのは早い話が、アミノ基があるものが引っかかってくるというのが通常の自動分析計のパターンだと思うんです。それでないものがあった場合には、新たなものにそれがあった場合には引っかからないということがあり得るという意味で申し上げ

た次第です。

○日野事務局次長　ただ、これは従来のものも今回のものも不純物があるかないかについて、HPLC 法を採っていますので、企業として恐らく不純物がないということを保証するための方法だと思います。確認しようと思えばできますけれども、アミノ酸の類縁化合物についてであり、外のもが入っているかという観点ではないと思います。

○見上委員長　本間委員、今の御指摘は評価の結果とは直接関係なく、要するにその分析方法を仮に明記しないと、ここでやっている審議結果が認められないということではなくてですか。

○本間委員　要するに成分の検出ですね。こういうのは成分が分離することと検出するのと、2つ合わさって1つの仕組みができるので、物質の検出方法といろいろあるんですけれども、それが何であったかということを書けば、よりこれが適切な表現になるなということで、認められないという意味ではございません。

○國枝評価課長　実際に不純物が想定されるものを調べるというのは、いろいろなやり方があると思うんですけれども、一応ここでは従来の食添の規定の規格に加えて3つの分析を行っており、そこに記載のアミノ酸の自動分析法と HPLC 法の疎水性と親水性という2つについて調べた。

その中でみたときに従来品と同じような形のパターンのものが出ているということで、もちろんこの3つの方法でディテクトできないものももしあればあれですけれども、通常生産のところで想定されるものはこの3つの分析法で検出されるという判断がされたと思いますし、専門調査会でもそこはきっちり見ていただいて御評価されたんだと思います。

○見上委員長　小泉委員、どうぞ。

○小泉委員　同じところで従来品と同じ方法で比較していると思うんですが、触れ幅の範囲の触れ幅というのは何でしょうか。

○國枝評価課長　今日はお配りしていませんけれども、例えば提出資料には、クロマトの HPLC 法で各時間ごとにどんなものが出ているかというのが書いてあるんですけれども、そこに新製品のものと現行製品のものとがありまして、例えば保持時間の 24.5 分のところに3ロットでやっているみたいですが、それぞれ例えば 430、437 というのがあるロットで出ているんですけれども、それが現行品だと 1 万 3,986 とか 1,200 とか 3,300 という形になっておりまして、そういう現行品である一定の保持時間ですから、多分同じ物質だと思うんですけれども、それについて、今回の新しい遺伝子組換えにより、生産効率を高めたものが、触れ幅の範囲内であったということになります。

○小泉委員 ということは、検出される物質は同じということですか。

○國枝評価課長 恐らく保持時間、HPLC で分離されているので、同じところに出ているリテンションタイムのものについて、その強度が範囲内という形になる。

○小泉委員 そうでないと、例えば非常に小さなピークであっても、違うものが出ている場合には、これはまた問題だと思うんですね。やはり同じ成分だけれども、量は違うということのをちゃんと見ておかないといけないのではないかと思います。

○本間委員 その議論の議論になりますけれども、今、課長の言った保持時間というのは定性的な要素であって可能性ですね。同じ可能性がある。だけれども、100%の可能性とは言わない。もし議論が非常に深くなった場合には、もう一つ証拠があって、付加的な証拠を持って、それで確実だということになると思うんです。

ですから、このところは多くの場合、その可能性は高いというのを、もし議論をすれば、そこまでだという気がいたします。

○見上委員長 よろしいですか。そうしたら、どうでしょう。意見・情報の募集手続に入ると同時に、この意見も4週間のパブコメ中に出たいろいろな意見と一緒にやるのか。それとも、これはどういうふうに処理したらいいんですか。

○本間委員 私がそこで申し上げたいのは、これは何法で検出したかという機械の検出条件が専門調査会の議論で載っているわけですよ。ですから、そのアミノ酸分析、自動分析、ニンヒドリン法と書けば、小泉委員がお尋ねした定性的な要素というのは、うんと狭まるわけです。それで書くことによって、かなりその可能性は高いということが言えるようになってくると思います。

ですから、疎水性あるいは親水性の HPLC 法というのも何法で検出したかを括弧で書いておけば、その要素というのは確実性はかなり狭まったと私は理解できます。

○齊藤事務局長 では、この問題の処理の件ですけれども、先ほど委員長から御示唆があったように、これからパブコメの手続に入って1か月間取りますので、一般からの意見募集をするとともに、今、御指摘のあった検出法なりそういう部分のところについて、補足で説明できるものがあれば説明していただくということで、先に進めていただくということでどうでしょうか。

○國枝評価課長 結構だと思います。ただ、一応基本的な操作条件そのものは評価の申請書の中に入っておりまして、評価書をどこまで細かく書くかという問題ですので、従来からこういう形でやっていますので、各専門委員の先生方はしっかりとその条件も含めてみて判断をしているということを追加説明させていただきたいと思います。

○見上委員長 そうしたら、局長が提案されたような処理の仕方、意見・情報の募集手続に入ることになります。よろしいですね。

次の議題に移らせていただきます。「(5) 食品添加物公定書の改正に伴う『食品、添加物等の規格基準』の改正について」でございます。本件につきましては、第166回食品安全委員会において、本委員会で評価書を作成することが決定され、長尾委員を中心に評価書の素案を作成することとされました。そして、第168回食品安全委員会において、評価書の素案について検討がなされ、審議結果について、意見・情報の募集手続に入ることが了承されたものです。

今回、意見・情報の募集の手続が終了したようですので、長尾委員から御説明願います。

○長尾委員 私の方で頂いた御意見を見させていただきました。ほとんどがリスク管理機関が対応すべきものであるというふうに考えました。評価そのものに変更を加えるものではなかったと考えております。

私の方から事務局に回答の作成を指示し、事前にその内容を確認いたしました。詳細については事務局より御説明願います。よろしく。

○國枝評価課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。参考の1ページが真ん中辺りにございますが、御覧いただきたいと思います。

御意見を頂きましたのは8通ございまして、先ほど長尾委員からお話がございましたように、ほとんどのものがリスク管理機関に関わるものでございました。簡単に御説明したいと思います。

1番目のものですが、これはそこに書いてございますように、mL、μLあるいはcmの部分の表記の関係ということで、御指摘の部分については今回の食品健康影響評価の要請部分以外も含め、全体に関わることであるということで、またリスク管理機関に関する御意見ということで、担当の厚生労働省の方にお伝えするという回答にしたいと思っております。

2番目ですが、1つはラタンカという抽出物がございまして、これが厚生労働省のホームページに掲載されていないという話と、もう一つは評価書について「64 ルチン」というのはルチン抽出物ではないかという御指摘でございます。

最初のものについては、厚生労働省のホームページにその後追加されたということで確認しております。

2番目のルチン抽出物については、御指摘のとおりということで訂正したいと考えております。

2 ページ目です。先ほどから引き続きになりますが、3 番目ということで、フェロシアン化亜鉛の関係の部分の御指摘の件でございますけれども、これについては厚生労働省の手続に関する事で、食品安全委員会としては回答しかねるということで、厚生労働省にお伝えをするということで回答させていただきたいと思います。

4 番目としましては、8 版の公定書案で確認試験に IR を取り入れるなどの改正もありますが、確認試験は本品が何なのかという品質確保にとって大事な項目ということで、それも評価をすべきではないかということで、御指摘の点については管理機関である厚生労働省において確認がなされており、また食品健康影響評価の要請事項にはなっていないという回答でございます。

3 ページでございます。5 番目ということで、これは実は食用赤色 104 号ということで、今回の公定書には収載されていなく、既に指定添加物として認められているものでありますけれども、これに関する御指摘ということで、この不純物であるベキサクロベンゼン (HCB) の限度規格を早急に設定すべきではないかという御意見でございます。

これについては、今回の食品健康影響評価の対象になっていないということ。また、食品添加物の成分規格の検討というのは、リスク管理機関である厚生労働省が行うことになっているということで、頂いた御意見はリスク管理に関する御意見ということで、担当の厚生労働省の方にお伝えするという回答でございます。

なお、この件について、リスク管理機関である厚生労働省では、化審法に基づく措置に準じてということで、食用赤色 104 号及び 105 号に純度試験として HCB を追加することを現在検討しているということを付け加えております。

4 ページになります。DL-リンゴ酸ナトリウムの乾燥減量測定条件の変更要請というのですが、これも成分規格の検討はリスク管理期間の厚生労働省で行うことになっているということで、頂いた御意見はリスク管理機関に関する厚生労働省の方にお伝えをするということでございます。

5 ページでございます。これも多分表記に関わる部分でございますが、先ほどと同じように厚生労働省の方にお伝えをするということです。

6 ページでございます。不純物の規制という関係ですけれども、今回のものに粗製海水塩化マグネシウムというのが入ってございますが、これについての不純物の項目の規制に関する御指摘がまずございまして、塩化マグネシウム濃度が今、既にある塩化マグネシウムよりも濃度的には低いにもかかわらず、不純物の項目の規格値が同じなのはなぜかという御質問。この粗製海水塩化マグネシウムについては、濃度が異なるものでも規格範囲内

であれば同じという形の御質問でございます。

2 番目としては、粗製の海水塩化マグネシウムを添加剤として使用されるときに、不純物項目がこのレベル以下の製品になっていれば安全とみなされるのかという御質問で、海洋汚染が進む中で不純物についてはきちんとしておくべきではないか。

3 目としては、いろいろな製造方法がどうもあるみたいですが、実際に製造をやってみると一部その規格が合わないということで、これはどうなのかという御指摘かと思えます。

回答としましては、1 つは一義的に厚労省の方で品質の確保ということで検討されておることが1 つ。粗製海水塩化マグネシウムの成分規格については、類似の塩化マグネシウムの規格とか、あるいは実態を踏まえて検討されたということをお返すということ。

粗製海水塩化マグネシウムの成分規格については、今回新たに設定されたということで、安全性の面では現行よりもリスクの低減が図られると考えているということをお返すと思っております。いずれにせよ、これらについては豆腐の凝固剤として使用する場合の不純物の比較の面も含めて、厚労省の方にお伝えしたく考えております。

3 番目の規格値の話ですけれども、これは規制値に関わるということで、リスク管理機関である厚労省の方にお伝えいたします。

それから、誤字脱字がございまして、6 ページの回答の方ですけれども、上から 8 行目、2 段落目のところですが「組成」という字は「粗製」でございまして、訂正させていただきます。と思っております。

7 ページを御覧いただきたいと思えます。同じく粗製海水塩化マグネシウムの規格基準案の件ということで、含量と純度試験の部分について、変更の希望ということで、実態と合っていないということです。これもやはり同じようなところに間違いがございまして、下から 12 行目のところに「粗製」というのがありますが、これは逆に「組成」の方でございまして、訂正させていただきます。

食品安全委員会の回答としては、これは規制値に関するということで、リスク管理機関の厚労省にお伝えをするということでございます。

8 ページ目になります。添加物の名称等の御指摘でございますが、これにつきましても厚労省にお伝えをするということでございます。

9 ページの名称に関わる部分の続きですが、これも食品健康影響評価の要請部分以外も含めて、全体に関わるということもありますし、またリスク管理に関する御意見と

ということで、担当の厚生労働省にお伝えをするという回答にしたいと思います。

リン酸塩に含まれる特異的な不純物はフッ素、ヒ素及びカドミウムであり、これら不純物の基準及び試験方法について、行政・業界ともに十分過ぎるほど注意を払っていく必要があるということで、不純物については一義的には一定の比率を確保するために、厚労省において混入する可能性等を考慮し設定しています。頂いた御意見はリスク管理に関する御意見でもあることから、担当の厚労省にお伝えをするということです。

10 ページです。日本薬局方の改正のときには、いわゆる方針のようなものを定めてやっておるということで、そういう形で食添の方もやるべきではないかということ等の御意見でございます。

御指摘のような改正に当たっての指針の作成については、公定書の発行時期とか、あるいは公開方法も含めて、リスク管理に関するものでありますので、担当の厚労省の方にお伝えするという回答になっております。

8 番ですが、これはパブリック・コメントが終了した後に来たものでございます。食品安全添加物の安全性につきまして、公定書にも不備が多く、以前より意見を出したいと思っておりましたところ、添加物の食品健康影響評価の意見募集を先ほど初めて拝見いたしました。早速意見を提出したいと考えております。せっかくの機会ですので、資料を添付しながら実効性のある意見をお送りしたい。できるだけ早く提出したいと考えておりますが、期限に間に合いそうもありません。必ず提出いたしますので、御猶予願いますという話でございます。

誠に恐縮ですけれども、募集期間を過ぎてのコメントの受付解答は行っていないということ。ただ、今後、厚生労働省の方でパブリック・コメントの募集が実施される予定ということですので、必要であれば、そちらの方に御意見を提出していただくという回答としております。

以上ということで、一部修正が先ほど回答のところにございましたように、ルチンについてはルチン抽出物ということでございますが、それらの訂正等、一番最後に書いてありますけれども、そういった修正を行って、後は前回と変更なしということで確定させていただきたいと思っております。

前回、長尾委員の方から詳細に御説明いただいておりますので、簡単に評価書案について触れさせていただきます。「4. 評価結果」ということになります。

今回の件について、3 つに分けて回答しておりますが、1 つは「新たに成分規格を設定する既存添加物等について」ということで、これについては既に使用の認められている添

加物であり、新たに成分規格を設定する場合、設定の前と比較して添加物の品質をより確保されることから、ヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられるということ。

2 番目として「純度試験の規格値の見直しについて」ということですが、添加物の品質の向上を主目的としたものであり、改正前と比較してヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられるということ。

4 ページです。3 番目として「牛由来原料を用いる可能性のある既存添加物について」ということで、骨炭等の添加物が収載されておるわけですが、厚労省により以下のリスク管理がなされており、引き続き適切な安全性を確保することが重要であるということで、その管理措置がそこに記載のとおりで書いてございます。

以上の考え方に基づいて個別の規格ごとにヒトの健康の影響を整理すると、別紙1、別紙2ということがありますが、本要請に係る「食品、添加物等の規格基準」の改正については、ヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられるということです。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○長尾委員 赤色 104 号の不純物のヘキサクロロベンゼンですが、これについては今回の食品健康影響評価の対象ではありませんが、こういうふうにはっきり出てきますと、厚生労働省の松田課長がいらっしゃるので、どういう検討をされるかございましたら、お願いいたします。

○松田基準審査課長 今、御指摘の赤色 104 号と 105 号の成分規格に不純物であるヘキサクロロベンゼンの純度試験を設定することについては、公定書の見直しと一緒にできなかったんですけれども、今、別途進めておるところでございます。

ヘキサクロロベンゼンにつきましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法と言われる法律の中で第一種特定化学物質に指定されておりますので、製造輸入等については原則禁止という非常に厳しい管理措置が採られているということでございます。このヘキサクロロベンゼンが、染料とか顔料の原料のテトラクロロ無水フタル酸というものの不純物が含まれていることが明らかになったことから、化審法を担当している厚労省、経済産業省、環境省でそのヘキサクロロベンゼンをできるだけ下げていこうということで、委員会で 11 月に報告書をまとめたところです。それに合わせて私どもの方でも、規格を設定すべく、できるだけ早めの食品添加物部会で規格の設定を御審議いただくということで、今、準備を進めております。また、次回以降の薬事・食品衛生審議会

の食品分科会の方でも御審議いただくことを考えており、今週の月曜日にありました分科会の方でもその旨を御報告させていただいたというところでございます。

○長尾委員 既に検討は開始されているようですけれども、化審法です。我々の方から見ると、このものは口から入るものですので、是非慎重に御検討をお願いしたいと思います。

○松田基準審査課長 承知しました。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。それでは、松田課長、よろしくお願いいたします。

外にございませんでしょうか。それでは、本要請に係る「食品、添加物等の規格基準」の改正については、ヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれのないものと考えられるということとよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 次に移らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬アゾキシストロビンに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了いたしておりますので、事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料 4 を御覧いただきたいと思います。アゾキシストロビンの件でございますが、これについては最後のページの参考でございます。

国民の意見・情報の募集を 11 月 9 日～12 月 8 日まで行いましたが、特に御意見等はございませんでした。したがって、一番最後のページに若干修正がございますが、修正を行った上で確定をさせていただければと思っております。

前回、詳細な御説明を差し上げておりますので、結論の部分だけ読ませていただきたいと思います。27 ページを御覧いただきたいと思います。

「食品安全委員会農薬専門調査会は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量 18.2mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）の根拠として、安全係数 100 で除した 0.18mg/kg 体重/日を ADI と設定した」。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、アゾキシストロビンの 1 日摂取許容量を 0.18mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 では、次の議題に移らせていただきます。「（７）食品安全モニターからの報告（平成 18 年 11 月分）について」、事務局からお願いいたします。

○吉岡勧告広報課長 それでは、お手元の資料 5 に基づきまして、御報告を申し上げます。

食品安全モニターから 11 月中にございました報告は、全部で 30 件でございます。内訳でございますが、食品表示関係が 7 件、B S E 関係が 4 件、リスクコミュニケーション関係が 3 件となっております。

それでは、当委員会のコメントを中心に御報告をさせていただきます。

2 ページでございます。「1. リスクコミュニケーション関係」。地域の指導者育成講座に参加をして、その趣旨に賛同するが、構成メンバー、講演テーマ、演習の課題等について疑問を感じたので、善処を希望しますとの御意見です。

これに対する当委員会のコメントですが、本講座は地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、今年度から開始した事業でございます。今回頂きました御意見も踏まえ、2 回目以降で講座の冒頭に行うオリエンテーションでは、講座の趣旨をより丁寧に説明するとともに、講演の構成も見直しました。

また、ゲーミングシミュレーションの演習は、ゲームの参加者が与えられた立場に立って参加者間で意見を交換しながら問題の解決策を考える手法で、立場によって多様な考え方があることを実感することにより、コミュニケーション能力を高めることを目的としているもので、参加された多くの方からも高い評価をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。今後とも御参加いただいた方のアンケート調査の結果等を踏まえ、よりよい講座となるよう工夫してまいりますというものでございます。

3 ページにまいります。市民対象のリスクコミュニケーションと題しまして、自治体主催の意見交換会に参加し、従来の意見交換会では限界があるので、今後は自治体と協力し市民対象のリスクコミュニケーションを推進されたいという御意見。

また「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）」に参加して、ダグマー・ハイム博士が、消費者組織への十分な働きかけなど、消費者の信頼を得る努力が必要と力説していたのが印象的であり、我が国においても消費者が納得できる方法を是非検討してほしいという御意見です。

これに対する当委員会のコメントですが、食品安全委員会ではリスクコミュニケーションの推進が重要であるとの認識の下、意見交換会を始めとする様々な取組を行っているところでございまして、御指摘のような自治体との連携による意見交換会の開催については、

共催で開催する外、自治体に講師を派遣するなどをして実施をしております。

また、本年 11 月に取りまとめられました「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後更に検討すべき内容として、自治体との協力が挙げられており、また、本報告書で直ちにに取り組むべき課題として、関係者の関心などに合わせ、内容、対象、参加人数を絞ったきめの細かい意見交換会やフォーカスグループインタビューの実施等が提言されていること等を踏まえ、食品の安全性に関する国民の皆様の理解が得られるよう、今後ともに更に工夫改善をしながら、推進に努めてまいりたいとしております。

4 ページにまいりまして「2. BSE 関係」でございます。

米国産牛肉の胸腺の混載事例についての御意見が 2 件でございます。

これに対するコメントといたしましては、本年 11 月 9 日の第 167 回食品安全委員会におきまして、本件について報告を受けたところであり、またリスク管理機関において詳細な現地調査を行ったところでありますので、リスク管理機関から報告を受けることなどにより状況を把握してまいりますとしております。

5 ページにまいります。「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）」に参加して、日本におけるピッシングについて疑問を感じたとの御意見でございます。

これにつきましては、平成 17 年 5 月 6 日に取りまとめた、我が国における牛海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価においても、今後さらに廃止について、具体的な目標を設定した実施計画を作成し、できる限り着実かつ速やかに実行する必要があるとされておるところであり、食品安全委員会としてもリスク評価結果に基づく施策の実施状況について調査を行うとともに、その対応状況について逐次報告を受けているということでございます。

6 ページが米国産牛肉の飼料規制等について。

7 ページにまいりまして「3. 鳥インフルエンザ関係」について。韓国での鳥インフルエンザの発生を受けて、鶏肉の輸入を一時的に止めると発表したが、なぜ韓国からの鶏肉の輸入を一時的にストップしたのか。鶏肉の安全性について、国民は心配になるのではないかと御意見でございます。

これにつきましては、農林水産省からも、国内の家きん等が鳥インフルエンザウイルスに感染することを防止するための措置であり、食品衛生のために行われているものではないというコメントが出ておりますが、当委員会からも、これまで食品として流通している鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染した例は世界的に報告はなく、現在のところ、食品として国内に流通している鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考

えられず、鶏肉、鶏卵は安全と考えられますとして、ホームページ等を紹介しております。

8 ページが「4. 食品添加物関係」。

9 ページが「5. 農薬関係」。

10 ページにまいりまして「6. 食品表示関係」の報告でございます。

13 ページが「7. その他」でございます。「ビタミン A の過剰摂取による影響」の広報についてと題しまして、食品安全委員会のファクトシートを読んで、動物性ビタミン A の過剰摂取について、注意を喚起しなくてよいのか心配になったという御意見です。

これにつきましては、ビタミン A は動物性食品ではレバーやウナギ、ホタルイカなどに多く含まれ、食品 100g 当たりのビタミン A 含有量が多い食品は植物性食品より動物性食品に多く見られますが、一方、国民健康栄養調査報告では、日本人のビタミン A 摂取は動物性食品よりも植物性食品からの割合の方が多いとされています。ビタミン A には過剰障害がある一方、欠乏症もあり、それを予防するためにはバランスのよい食事をするのが大切です。として、ファクトシートの内容を御紹介し、日本人の場合は極端に偏った食事をすることなく、通常の食生活をする限りにおいては特段の御心配の必要がないものと考えられますとしております。

14 ページにまいります。野菜ジュースあるいはサプリメントを摂り過ぎることのリスクについて、調べて周知してほしいとの御意見です。

これに対する当委員会のコメントでございますが、食品安全委員会ではサプリメントなどを含む、いわゆる健康食品についても情報収集、提供を必要に応じてリスク評価を行ってきたところでございますが、今後とも厚生労働省を始め、関係省庁とも十分な連携協力を図りつつ、国民の健康の保護に努めてまいります。

また、健康のためには特定の成分のみを摂取することよりも、バランスのよい食事を摂ることが重要であり、日常の食生活で野菜をバランスよく摂取することが食生活におけるリスクの軽減につながるものと考えますとしております。

15 ページが食物アレルギーに関しての御意見で、食物アレルギー誘発性物質のリスク評価を行った上でリスク管理を推進すべき食物アレルギーに対する対策・指導方針を求む等の御意見を頂いております。

これに對しまして、当委員会といたしましては、リスク評価において必要と認められた場合には、アレルギー性についても 1 項目として調べておりますというコメントでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。それでは、その他の議題。

○境情報・緊急時対応課長 それでは、私の方から、ノロウイルス食中毒について、輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いにつきまして、御報告をさせていただきます。

資料6及び資料7に基づきまして、御報告をさせていただきます。

まず資料6「ノロウイルス中毒について（報告）」ということで、ノロウイルスによる食中毒、ノロウイルスが原因と考えられる感染性胃腸炎が現在、増加をしております。厚生労働省におきましては、感染拡大防止措置が講じられているということでございまして、現状とその拡大防止措置につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

「1. 感染性胃腸炎の発生状況」でございます。これは感染症法に基づきます、全国約三千の医療機関の定点からの報告を基に、発生動向調査がなされております。直近の今年第48週、これは11月27日～12月3日までの1週間でございしますが、感染性胃腸炎の報告数は6万5,638人となっております。定点1点当たりの報告数は21.8人ということになっております。この数値は1981年に本調査が開始されて以来の最高値という形になっております。

裏の2ページ目を御覧いただきたいと思います。表が並んでおりまして、18年1月からの週ごとの数値でございまして、16～18と3か年並べてございまして、太い枠で囲んでございまして48週というのがこの11月27日からの1週間の数値でございまして、本年は6万5,638人ということで、17年の3万5,800、16年の1万7,000と比べますと、著しく増加しているという状況でございまして。

その右上の40週のところでございまして。40週が10月に入るとございまして、御覧のように本年は既に1万人を超しているということで、この10月くらいから昨年、一昨年と比べまして、発生数が増加しており、その後更に人数が増えているという状況になっております。

1ページ目にお戻りいただきたいと思います。「2. ノロウイルス食中毒の発生状況」ということで、これは食品衛生法に基づきます届出ということでございまして。これも16年次、17年次、18年の途中までということで数字が書かれてございまして。

18年は速報値でございまして、11月28日報告受領分までということでございまして、ここにあります数字は150件、6,026名ということになっておりますが、現在直近の数字につきましては厚生労働省の方で集計中ということでございまして。ただ、例年12月は

非常に多くなりますし、厚生労働省から聞くところによりますと、今年のノロウイルス食中毒の発生も増加していると承っているところでございます。

「３．厚生労働省の対応」でございます。従来からこのノロウイルスにつきましてはＱ＆Ａで情報提供を厚生労働省は行っておるわけでございますが、１１月８日にその内容を改定しております。更に最近発生が増えておりますので、１２月１９日には「ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について」という通知を全国に発信しまして、発生防止対策、これは手洗いとか患者の便・嘔吐物の処理、食品の加熱といったことの周知徹底を図る。さらに原因究明等の調査の徹底等について依頼をしております。

その内容につきましては３ページ目。これが１２月８日付けのＱ＆Ａの改訂版でございまして、それ以降ずっとＱ＆Ａが２４まで並んでおります。

１７ページですけれども、これが１２月１９日付けの通知ということで、対策の徹底、原因究明等についての通知が発出されているということでございます。

また、１ページに戻っていただきまして「４．食品安全委員会の対応」ということでございます。当委員会におきましては、こういった感染性胃腸炎の発生状況とか厚生労働省の対応等の情報収集に努めております。

その内容につきましては、従来からホームページにおきまして情報提供を行っておりますけれども、さらに「ノロウイルス食中毒について」というトピックスを設けまして、このホームページの情報提供内容の充実を図っているところでございます。既にこれにつきましては本日の１時くらいに改定をして、ホームページの方に公表しております。

さらに当委員会では、自らの判断で行う食品健康影響評価の候補の一つとして、ノロウイルスについての関連情報の分析・整理を検討中ということであります。

一番最後のページを御覧いただきたいんですけれども、これがホームページにおきまして新たに設けましたページでございまして、トップページあるいはトピックスに「ノロウイルス食中毒に注意しましょう！」という項目がございまして、これをクリックすればこのページに飛ぶということで、注意喚起をすると同時に食中毒を防ぐにはこういった加熱、手洗い、消毒をしっかりと行いましょうというところで情報提供を行い、それぞれの項目についてクリックすれば、さらに詳細な内容を見ることができるという形にさせていただいております。

続きまして、資料７「輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いについて」というものでございまして、１２月１８日付けで厚生労働省、農林水産省が共同でプレスリリースをしたものでございます。

7月27日の輸入手続の再開に当たりまして、昨年12月から本年1月20日までに既に輸入されていた未通関の米国産牛肉が706トンあったわけでございます。これにつきましては、7月27日の輸入手続再開3か月後に当たる10月27日より実施していた輸入業者による全箱確認が終了しまして、700トンにつきましては問題がないということが確認されて、輸入が認められております。

ただ、月齢要件とか特定危険部位の除去といった安全性の面での条件を満たしていたわけですが、この施設の認定日の前日にと畜された牛由来の牛肉が1箱13kgあったということでございます。これはばら肉というふうに聞いております。これにつきましては輸入を認めないこととしたということです。

なお、牛肉を出荷した工場につきましては、外に6トンの牛肉等がございまして、これにつきましては念のため、米国農務省に照会し、問題がないことを確認した後、輸入を認めることとするということでございます。

下の方の注2にその当該牛肉の出荷施設が書いてございまして、ユタ州にございますスィフト社のハイラム工場ということでございます。リスク管理機関におきましては、今後の現地調査におきまして、調査対象に追加する予定と聞いております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問、御意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

ノロウイルスの感染拡大を防止するためには、医療機関、食品事業者等に対して予防対策を周知するとともに指導を徹底する必要があります。食品安全委員会としては、食品安全の観点から、厚生労働省等のリスク管理機関と連携を図りながら、引き続き国民に対して正確な情報の提供を努めてまいりたいと思います。

また、輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いについてですが、事務局よりプリオン専門調査会の専門委員の皆様にご話していただいた情報をよく伝えるように、よろしく申し上げます。なお、今後必要があれば、厚生労働省及び農林水産省から報告を受けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、他の議事はございませんでしょうか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事を終了いたしました。以上をもちまして、本年最後の会合でございます食品安全委員会第172回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、年明けの1月11日木曜日14時から開催を予定していま

すので、お知らせいたします。

また、明日の金曜日 14 時から、新開発食品専門調査会が非公開。

来週 25 日月曜日 14 時から、農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開。

26 日火曜日 14 時から、汚染物質専門調査会が公開で開催される予定となっております。

なお、本日 16 時から、寺田前委員長の辞任の記者会見と私の委員長就任の記者会見を行いますので、お知らせいたします。どうぞよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。以上です。